

農業委員会からのお知らせ

魅力いっぱい 農業者年金

新しい農業者年金制度は
 農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて
 担い手を確保する目的をあわせ持つ政策年金で、平成14年1月1日にスタートしました。

少 子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の年金です。年金額が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、保険料が引き上げられることもありません。

8 0歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯受給されます。
 仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

こんな人が加入できます



農業経営者



農地の権利名義を持たない配偶者



農地の権利名義を持たない後継者



農業従事者



畜産農業者



施設園芸等農業者など

保 険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ（月額2万円から6万7千円までの間で1,000円単位で自由に選択）いつでも見直すことができます。

農 業者の方なら広く加入できます

国民年金の1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持ってない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は自由です。脱退まで支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

公 的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

保険料などの年金資産は、農業者年金基金が分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、毎年度各個人に運用益を配当しますが、この運用益は非課税です。

将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も保険料支払い前と同じ税率が適用されるものとして試算しています。



農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます。

60歳までに保険料納付期間が20年以上みこまれること。

必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。

下記の区分1～5のいずれかに該当する人



保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円（3割）	

保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して最長20年間（補助額は最高216万円）です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。



年金額の試算

保険料の月額を2万円とし、政策支援（保険料補助）を受けた場合の試算表です。付利利率は上から、1%・2%・3%の場合を挙げました。

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	利率1%の場合		利率2%の場合		利率3%の場合	
		本人負担分	国庫補助額	(年額)合計額		総額年金額	年金受給	総額年金額	年金受給	総額年金額	年金受給
50歳	10年	168	72	240	男	15.7	303	17.3	334	19.2	370
					女	13.5	326	14.9	360	16.4	397
40歳	20年	408	72	480	男	32.5	627	37.9	731	44.3	854
					女	28.2	681	32.8	794	38.3	926
30歳	30年	588	132	720	男	51.6	996	63.6	1,228	78.8	1,522
					女	44.6	1,078	54.9	1,328	67.9	1,643
20歳	40年	744	216	960	男	72.9	1,408	95.4	1,840	125.9	2,430
					女	62.7	1,518	81.9	1,982	107.9	2,612

65歳以降の年金額を計算するための予定利率は1.60%で計算しています。

年金額は65歳裁定における年金額（年額）で農業者老齢年金と特例付加年金を合算した金額であり、年金受給総額は農業者年金の加入者の65歳での平均余命を考慮し、男性84.3歳、女性89.2歳まで生存した場合の受け取り総額です。

国庫補助額は、最も有利な政策支援を受けた場合の金額です。